

【資料2－1】

箕面市福祉有償運送運営協議会規約

制定 平成26年11月14日

改正 平成28年11月 8日

改正 平成31年 3月18日

改正 令和 元年 8月19日

改正 令和 3年 2月19日

(目的)

第1条 箕面市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第2号に規定する福祉有償運送について、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から收受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議することを目的とする。

(構成員)

第2条 協議会の構成員は、別表に掲げる者とする。

(役割)

第3条 協議会に会長をおき、構成員のうち学識経験者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が構成員の中から指名する者がその職務を代理する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、1年とし、再任は妨げないものとする。

- 2 構成員の欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 福祉有償運送の登録及び更新の申請等が予定されているとき

- (2) 事故の連絡、業務停止等行政処分が行われた場合に適切な対応を協議するとき
 - (3) その他、福祉有償運送の適切な運営を確保するために必要があるとき
- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、書面等をもって委任を行った者については、これを出席者とみなす。
 - 3 構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もつて地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
 - 4 協議結果は、出席構成員の合議によるものとする。
 - 5 会長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
 - 6 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(会議結果の取扱い)

- 第6条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 会議において協議が調った場合には、申請者は速やかに大阪運輸支局等へ申請を行うものとする。

(守秘義務)

- 第7条 構成員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務等)

- 第8条 協議会の庶務及びその他福祉有償運送に関する対応は、箕面市健康福祉部健康福祉政策室において処理する。

(その他)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この規約は、制定の日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年11月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月19日から施行する。

(別表)

区分 (道路運送法施行規則)	構成員
箕面市長が指名する職員 (第 51 条の 8 第 1 項第 1 号)	健康福祉部長
	地域創造部長
一般旅客自動車運送事業者及び その組織する団体 (第 51 条の 8 第 1 項第 2 号)	阪急タクシー株式会社の代表
	一般社団法人大阪タクシー協会の代表
住民又は旅客 (第 51 条の 8 第 1 項第 3 号)	箕面市老人クラブ連合会の代表
地方運輸局長が指名する職員 (第 51 条の 8 第 1 項第 4 号)	近畿運輸局大阪運輸支局の職員
一般旅客自動車運送事業者の事業用自 動車の運転者が組織する団体 (第 51 条の 8 第 1 項第 5 号)	阪急タクシー労働組合の代表
区域内において現に自家用有償旅客運 送を行っている特定非営利活動法人等 (第 51 条の 8 第 1 項第 6 号)	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団の代表
	公益社団法人箕面市シルバー人材センター の代表
学識経験者 (第 51 条の 8 第 2 項)	富山大学 准教授 猪井 博登